

「物流の2024年問題」周知・啓発業務委託仕様書

1 業務の背景・目的

トラック輸送は本県の経済と生活を支えるライフラインの役割を担っており、直面する「物流の2024年問題」による輸送能力の低下に対して、的確な対応が求められている。

「物流の2024年問題」は、トラック事業者のみならず、荷主、消費者といったサプライチェーン全体に影響を与えることから、当事者間でこの問題を共有し、協力して対策を講じていく必要がある。

このため、「物流の2024年問題」に関する周知・啓発を行うことにより、それぞれが当事者としての自覚を持ち、必要な対策を講じていくための機運醸成を図ることによって、持続可能な物流の実現を目指す。

2 業務の名称

「物流の2024年問題」周知・啓発業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

4 業務委託の内容及び実施時期

テレビ及びラジオのスポットCMの作成・放送

(1) 広報ターゲット

①県内のトラック事業者 ②荷主 ③消費者

(2) 媒体・方法

テレビ及びラジオ

テレビは15秒、ラジオは20秒のスポット放送を目安とするが、具体的な時間・回数については提案による。

(3) 内容・構成

ア) 「物流の2024年問題」に対する関心を引くとともに、主体的な行動を促すものとする。

イ) 「トラック事業者及び荷主向け」、「消費者向け」で分けて2種類作成するなど、できるだけ効果的に周知・啓発できるように配慮すること。

ウ) トラック事業者及び荷主向けについては、「物流の2024年問題」で懸念される事項（商業ベース）を簡潔に紹介し、トラック事業者と荷主企業で連携して取り組むべき内容を周知すること。

エ) 消費者向けについては、「物流の2024年問題」で懸念される事項（日常生活ベース）を簡潔に紹介し、日常生活で取り組める内容を周知の上、同問題への理解を醸成する内容とする。

(4) 実施スケジュール

打ち合わせ：令和6年9月～10月

編集・作成：令和6年9月～10月

周知実施：令和6年9月～令和7年1月（放映の時期・期間は提案によるが、県内で「物流の2024年問題」の影響が顕在化するといわれている秋口～年末にかけてが望ましい。）

データ等の最終納品：令和7年1月31日（金）まで

(5) 制作にあたっての留意事項

- ア) 制作する動画等の内容・詳細については、作成・実施前に宮崎県総合交通課（以下、「県」という。）と十分な協議を行うこと。
- イ) 作成に必要な数値等のデータ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。
- ウ) 映像等の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- エ) 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。
- オ) 制作物について、県が今後PRを行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

5 成果品等の納入

- (1) CM完成品（DVDプレイヤーで再生可能な形式）を記録したDVD-ROM 1点
- (2) CM作成にあたり使用したイラスト、写真、動画等の素材を記録したCD-R 1点
- (3) 納品場所：県が指定する場所

6 実績報告書の作成

受託者は、業務完了後直ちに、実績報告書（収支決算書類を含む）を提出（電子データおよび紙媒体）すること。

7 その他

- (1) 目的に沿った周知・啓発効果の高い内容とすること。
- (2) 費用対効果、法令遵守、個人情報の保護等に配慮すること。
- (3) この業務に関する制作物の権利の一切は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) この業務に関する制作物・イラスト・画像等については、県が指定する様式の電子データで提出すること。
- (5) 業務実施にあたっては、県と十分な連携を図ること。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。